



第112回 定時株主総会 招集ご通知



日 時

2024年6月26日（水曜日）
午前10時
（受付は午前9時15分より開始）



場 所

東京都品川区荏原四丁目5番28号
スクエア荏原
「ひらつかホール」

日産東京販売ホールディングス株式会社

証券コード：8291

決議事項

<会社提案>

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役7名選任の件
- 第3号議案 監査役4名選任の件

<株主提案>

- 第4号議案 剰余金の処分の件

ネットで招集のご案内

本招集ご通知の主要コンテンツをパソコン・スマートフォンでも快適にご覧いただけます。

<https://s.srdb.jp/8291/>



Provided by TAKARA Printing



証券コード 8291

2024年6月7日

(電子提供措置の開始日 2024年6月3日)

株 主 各 位

東京都品川区西五反田四丁目32番1号

日産東京販売ホールディングス株式会社

取締役社長 竹 林 彰

第112回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第112回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト「第112回定時株主総会招集ご通知」、「第112回定時株主総会関連資料」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

<https://www.nissan-tokyo-hd.co.jp/ir/meeting/>

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東証ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記ウェブサイトアクセスして、「銘柄名（会社名）」に「日産東京販売ホールディングス」または「コード」に「8291」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。

ネットで招集

<https://s.srdb.jp/8291/>

なお、当日ご出席いただくほかに、次のいずれかの方法により議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の「株主総会参考書類」をご検討いただき、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

■書面（郵送）による議決権の行使

同封の議決権行使書に賛否をご表示のうえ、2024年6月25日（火曜日）午後6時15分までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

■電磁的方法（インターネット）による議決権の行使

後記（6頁から7頁）の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご高覧のうえ、2024年6月25日（火曜日）午後6時15分までに議決権を行使いただきたくお願い申し上げます。

議決権行使書の郵送とインターネットによる手続の双方で議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとさせていただきます。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとさせていただきます。

敬 具

記

1. 日 時 2024年6月26日（水曜日）午前10時
※受付は午前9時15分より開始
2. 場 所 東京都品川区荏原四丁目5番28号
スクエア荏原「ひらつかホール」
3. 目的事項
報告事項
 1. 第112期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第112期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）計算書類報告の件

決 議 事 項

<会社提案（第1号議案から第3号議案）>

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役7名選任の件

第3号議案 監査役4名選任の件

<株主提案（第4号議案）>

第4号議案 剰余金の処分の件

4. 議決権行使に関する事項

議決権行使書用紙による議決権行使の際に、各議案につき賛否の表示をされない場合は、会社提案については「賛」、株主提案については「否」の意思表示があったものとして取り扱わせていただきます。

以 上

- ~~~~~
- 議決権をご自宅からでも行使できるようインターネットによる議決権行使を導入しております。議決権行使のウェブサイトアクセスする方法に加え、議決権行使書用紙記載のQRコードを読み取ることで、議決権行使コード及びパスワードを入力することなく簡便に行使できる「スマート行使」も併せて導入しておりますので、ご活用ください（詳細は6頁から7頁をご参照ください）。
 - 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - 第1号議案と第4号議案は両立しないため、「賛」の表示はいずれか一方に行ってください。両議案共に「賛」の表示をされた場合は、いずれも無効として取り扱わせていただきます。**
 - 書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面には、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。
 - ①連結計算書類の「連結注記表」
 - ②計算書類の「個別注記表」
 - 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイト修正内容を掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

■ 事前に議決権を行使いただく場合



書面（郵送）による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご記入いただきご送付ください。

行使期限 2024年6月25日（火曜日）午後6時15分必着



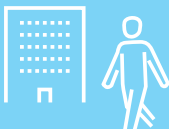
インターネットによる議決権行使

次頁のインターネットによる議決権行使のご案内をご高覧の上、画面の案内に従って、賛否を入力してください。

行使期限 2024年6月25日（火曜日）午後6時15分まで

スマートフォンでの議決権行使は「スマート行使」をご利用ください。

■ 株主総会にご出席される場合



当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知をご持参いただくとともに同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

開催日時 2024年6月26日（水曜日）午前10時

❗ ご注意事項

- ※株主総会にご出席いただけない場合、議決権を有する他の株主様1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
- ※郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取扱わせていただきます。
- ※インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
- ※インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使サイトが利用できない場合があります。
- ※議決権行使サイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料、通信費等は株主様のご負担となります。



「ネットで招集」のご案内

本招集ご通知の主要コンテンツをパソコン・スマートフォンでも快適にご覧いただけます。

以下のウェブサイト又は「QRコード」にアクセスしてご覧ください。
<https://s.srdb.jp/8291/>



議決権行使書のご記入方法のご案内

本定時株主総会におきましては、会社提案と株主提案の決議を行います。
第4号議案は一部の株主様からのご提案です。当社取締役会はこれに反対しております。
詳細は後記の「株主総会参考書類」をご参照ください。

当社取締役会の考えにご賛成いただける株主様におかれましては、**第1号議案～第3号議案に賛成、第4号議案に反対**の議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

●議決権行使書用紙の記入例をご紹介します。

会社提案にすべて賛成し、株主提案には反対される場合						
議案	第1号議案	第2号議案	〔下の候補者を除く〕	第3号議案	〔下の候補者を除く〕	議案
						第4号議案
会社提案	賛	賛		賛		賛
	否	否		否		否
						株主提案

- ◎議決権行使書による議決権行使の際に、各議案に対して賛否の表示がない場合は、会社提案につきましては「賛」、株主提案につきましては「否」の表示があったものとしてお取扱いいたします。
- ◎インターネット等により議決権をご行使いただく場合につきましても、上記の記入例をご参照のうえ、賛否をご入力ください。



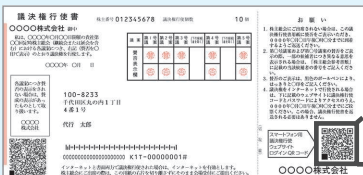
インターネットによる議決権行使のご案内 「スマート行使」によるご行使

同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」及び「パスワード」が入力不要でアクセスできます。

議決権行使期限

2024年6月25日（火曜日）午後6時15分まで

1. QRコードからスマートフォン用議決権行使ウェブサイトへアクセス

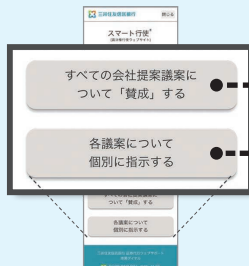


同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

※QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。

2. 議決権行使方法を選ぶ

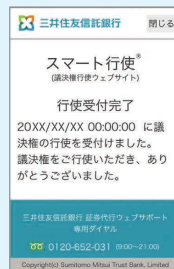
表示されたURLを開くと議決権行使ウェブサイト画面が開きます。議決権行使方法は2つあります。



3. 各議案について個別に指示する場合、画面の案内に従って各議案の賛否をご入力ください



4. 確認画面で問題なければ「この内容で行使する」ボタンを押して行使完了



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

<会社提案（第1号議案から第3号議案）>

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆さまへの利益還元を行うことを経営の最重要課題のひとつと認識し、成長性を確保するための内部留保にも考慮しながら、安定的な配当を行うことを基本方針としております。

上記基本方針および当連結会計期間の業績が伸長したこと、また連結子会社1社の全株式譲渡による特別利益を計上したことから、期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

これにより、当期の年間配当金は、先に実施しました中間配当金9円を含め、1株につき24円となります。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金15円（うち、普通配当13円、特別配当2円）

総額998,684,490円

(2) 剰余金の配当が効力を生ずる日

2024年6月27日

第2号議案

取締役7名選任の件

本總會終結の時をもって取締役全員（7名）の任期が満了となりますので、改めて取締役7名の選任をお願いするものであります。

その候補者は以下のとおりであります。

なお、当社では、長期にわたる安定した企業の成長と企業価値向上に取り組んでおり、当社の取締役には、これらを担え、実行できる高い知識・経験・能力を有していることを求めています。取締役候補者指名にあたっては、原則として、社長が提案を行い、取締役会に諮り審議・精査を行い、性別・国籍等の個人属性を問わず、経営に関する多様な視点、職務遂行に必要とされる知識・経験・能力を有した適切な人物を指名いたしております。

決定におきましては、より高い透明性や客観性を持たせるために、社外役員が過半数を占める指名・報酬委員会を設置いたしております。

候補者番号		氏 名	現在の当社における地位	取締役会への出席状況
1	再 任 男 性	たけ ばやし 竹 林 あきら 彰	代表取締役社長 社長執行役員	15／15回 (100%)
2	再 任 男 性	いし だ 石 田 ひろ ゆき 寛 之	取締役 執行役員	15／15回 (100%)
3	再 任 男 性	よね ざわ 米 澤 りょう いち 領 一	取締役 執行役員	15／15回 (100%)
4	再 任 男 性	まち だ 町 田 しゅう いち 修 一	取締役	15／15回 (100%)
5	再 任 男 性 社 外 独 立	えん どう 遠 藤 けん 健	社外取締役	14／15回 (93%)
6	再 任 男 性 社 外 独 立	は せ が わ 長 谷 川 なお や 直 哉	社外取締役	15／15回 (100%)
7	再 任 女 性 社 外 独 立	こ ぐれ え り こ 小 暮 恵 理 子	社外取締役	15／15回 (100%)

候補者
番 号

1

たけ ばやし

竹林

あきら

彰

(1959年10月8日生)

再 任

男 性



所有する当社の株式の数
33,700株

取締役会への出席状況
(2023年度)
15/15回 (100%)

取締役在任年数
〔本総会終結時〕
5年

略歴、地位及び担当

1982年 4 月 日産自動車(株) 入社
2003年 4 月 (株)日産サティオ島根 代表取締役社長
2006年 4 月 日産自動車(株)マーケティング本部 エリアマーケティング部長
2007年 4 月 同営業支援部長
2010年 4 月 同国内M&S 業務部長
2011年 4 月 同国内M&S 業務部長 兼 日産セールスウェイ推進部長
2012年 4 月 中央日産(株) 代表取締役社長
2016年 4 月 日産自動車(株) 日本営業本部副本部長
2016年 6 月 日産自動車(株) 日本営業本部副本部長 兼 当社取締役
2018年 6 月 当社 取締役 退任
2019年 4 月 同副社長執行役員
2019年 6 月 同代表取締役社長 (現在に至る)
同社長執行役員 (現在に至る)
2021年 7 月 日産東京販売(株) 代表取締役社長
2023年 4 月 同取締役会長 (現在に至る)

重要な兼職の状況

日産東京販売(株) 取締役会長

当社との特別の利害関係

竹林彰氏と当社との間に、特別の利害関係はありません。

【取締役候補者とする理由】

日産自動車(株)に入社以来、国内営業部門、国内自動車販売会社社長、リージョナルカンパニー社長を務め、2016年からは、日産自動車(株)営業本部副本部長として国内自動車販売の旗振り役として活躍されてきました。2016年6月より2018年6月まで当社取締役、2019年6月より当社代表取締役を務め、優れたリーダーシップを発揮し、業績向上に貢献してまいりました。これらの経験を踏まえ、当社の取締役としての職務を的確・効率的に遂行できる知識及び経験を有していることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者
番号

2

いし だ
石田

ひろ ゆき
寛之

(1959年4月21日生)

再任

男性



所有する当社の株式の数
23,300株

取締役会への出席状況
(2023年度)

15/15回 (100%)

取締役在任年数
〔本総会終結時〕
8年

略歴、地位及び担当

1982年 4 月 安田火災海上保険(株) (現 損害保険ジャパン(株)) 入社
2007年 4 月 同九州中央支店長
2008年 4 月 同久留米支店長兼佐賀支店長
2010年 4 月 同首都圏業務部担当部長
2011年 4 月 同埼玉・千葉業務部長
2012年 4 月 (株)ジャパン保険サービス 常務執行役員
2016年 4 月 当社 執行役員 (現在に至る)
2016年 6 月 同取締役 (現在に至る)
2021年 7 月 日産東京販売(株) 監査役 (現在に至る)

重要な兼職の状況

日産東京販売(株) 監査役

当社との特別の利害関係

石田寛之氏と当社との間に、特別の利害関係はありません。

【取締役候補者とする理由】

損害保険ジャパン(株)において支店長、業務部門の部長として、さらに同社の関係会社の役員として強いリーダーシップで組織を牽引し成果を上げてきました。当社においては8年間にわたり、法務・広報・IR部長及び総務渉外部長として業績向上に貢献してきており、当社の取締役としての職務執行を的確・効率的に遂行できる知識及び経験を有していることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者
番号

3

よね ざわ

米澤

りょう いち

領一

(1961年2月6日生)

再任

男性



所有する当社の株式の数
30,000株

取締役会への出席状況
(2023年度)
15/15回 (100%)

取締役在任年数
〔本総会終結時〕
7年

略歴、地位及び担当

1984年 4 月 東京日産自動車販売(株) (現 当社) 入社
2012年 4 月 当社 経理部長 (現在に至る)
2015年 4 月 同執行役員 (現在に至る)
2017年 6 月 同取締役 (現在に至る)
2021年 7 月 日産東京販売(株) 執行役員 (現在に至る)

重要な兼職の状況

日産東京販売(株) 執行役員

当社との特別の利害関係

米澤領一氏と当社との間に、特別の利害関係はありません。

【取締役候補者とする理由】

当社入社後、人事部、企画室、経理部等の管理部門における経験を積んできました。現在は、当社の経理部門を担当し、グループ会社も含めた管理を行い、当社の収益基盤の強化に貢献してまいりました。当社の取締役としての職務執行を的確・効率的に遂行できる知識及び経験を有していることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者
番号

4

まち だ

町田

しゅう いち

修一

(1972年10月26日生)

再任

男性



所有する当社の株式の数
0株

取締役会への出席状況
(2023年度)

15／15回 (100%)

取締役在任年数
〔本総会終結時〕
5年

略歴、地位及び担当

- 1996年 4月 日野自動車工業(株) 入社
2002年 3月 慶應義塾大学大学院 経営管理研究科 修士課程 修了
2002年 8月 日産自動車(株) 入社
2012年 4月 大阪カーライフグループ(株) 中計基盤推進部長
2015年 4月 同執行役員経営企画部長
2017年 4月 日産自動車(株) 日本マーケティング本部 チーフマーケティング
マネージャーオフィス チーフマーケティングマネージャー
2019年 4月 同日本ネットワーク戦略部長 (現在に至る)
大阪カーライフグループ(株) 取締役 (現在に至る)
日産大阪販売(株) 取締役 (現在に至る)
2019年 6月 当社 取締役 (現在に至る)
2021年 6月 日産ネットワークホールディングス(株) 取締役 (現在に至る)
2022年 4月 日産プリンス埼玉販売(株) 取締役
鹿児島日産自動車(株) 取締役 (現在に至る)
2023年 4月 日産自動車(株) 日本ネットワーク本部副本部長 (現在に至る)
日産福岡販売(株) 取締役 (現在に至る)

重要な兼職の状況

日産自動車(株) 日本ネットワーク本部副本部長 兼 日本ネットワーク戦略部長
大阪カーライフグループ(株) 取締役
日産大阪販売(株) 取締役
日産ネットワークホールディングス(株) 取締役
鹿児島日産自動車(株) 取締役
日産福岡販売(株) 取締役

当社との特別の利害関係

町田修一氏と当社との間に、特別の利害関係はありません。

【取締役候補者とする理由】

現在、日産自動車(株)日本ネットワーク本部副本部長の任についており、同社との情報共有、連携が強化継続されることを期待しております。大阪カーライフグループ(株)において同社の安定的な経営基盤の構築に貢献され、日産自動車(株)に復職後もチーフマーケティングマネージャーとしてセレナe-POWERの発売成功とその後の2018年度ミニバン販売台数No.1に大きく貢献されました。自動車販売事業及びマーケティングに造詣が深く、当社のさらなる成長のため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者
番号

5

えん どう

遠藤

けん

健

(1954年3月3日生)

再任

社外

男性

独立



所有する当社の株式の数
10,200株

取締役会への出席状況
(2023年度)
14/15回 (93%)

取締役在任年数
〔本総会終結時〕
9年

略歴、地位及び担当

1976年 4月 安田火災海上保険(株) (現 損害保険ジャパン(株)) 入社
2010年 6月 同専務執行役員 東京本部長
2011年 3月 同退任
2011年 6月 (株)ジャパン保険サービス 代表取締役社長
2014年 9月 損保ジャパン日本興亜保険サービス(株) 代表取締役社長
(合併による社名変更)
2015年 4月 同代表取締役会長
2015年 6月 当社 社外取締役 (現在に至る)
2015年 12月 S O M P O ケアネクスト(株) 代表取締役社長
2017年 6月 S O M P O ケアメッセージ(株) 代表取締役社長
2018年 6月 S O M P O ケア(株) (S O M P O ケアメッセージ(株)、S O M P O ケア
ネクスト(株)の経営統合) 代表取締役社長
2019年 8月 社会保障審議会 専門委員 (現在に至る)
2021年 6月 全国介護事業者政治連盟 副会長 (現在に至る)
一般社団法人全国介護付きホーム協会 顧問 (現在に至る)
2022年 4月 S O M P O ケア(株) 代表取締役会長 C E O
S O M P O ホールディングス(株) 介護・シニア事業 オーナー執行役
2024年 4月 S O M P O ケア(株) 相談役会長 (現在に至る)
S O M P O ホールディングス(株) 顧問 (現在に至る)

重要な兼職の状況

社会保障審議会 専門委員
全国介護事業者政治連盟 副会長
一般社団法人全国介護付きホーム協会 顧問
S O M P O ケア(株) 相談役会長
S O M P O ホールディングス(株) 顧問

当社との特別の利害関係

遠藤健氏と当社との間に、特別の利害関係はありません。

〔社外取締役候補者とする理由及び期待される役割の概要〕

損害保険ジャパン(株)及びその関係会社等における企業経営者としての豊富な経験と幅広い識見並びに自動車販売業界への造詣をもとに、当社の経営全般の監督と助言を期待し、2015年6月に当社取締役に選任、当社の業績向上に貢献していただいております。
当社のさらなる成長のため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者
番号

6

は せ が わ な お や

長谷川 直哉

(1958年11月7日生)

再 任

社 外

男 性

独 立



所有する当社の株式の数
2,200株

取締役会への出席状況
(2023年度)
15/15回 (100%)

取締役在任年数
〔本総会終結時〕
3年

略歴、地位及び担当

1982年 4月 安田火災海上保険(株) (現 損害保険ジャパン(株)) 入社
2006年 4月 国立大学法人 山梨大学大学院 持続可能社会形成専攻准教授
2007年 4月 法政大学大学院環境マネジメント研究科 兼任講師
芝浦工業大学工学部 兼任講師
2008年 4月 中央大学大学院国際会計研究科 兼任講師
芝浦工業大学大学院工学マネジメント研究科 兼任講師
2011年 4月 法政大学人間環境学部人間環境学科 教授 (現在に至る)
2013年 9月 山梨県立大学国際関係学部 兼任講師
2020年 2月 (株)パネイル 顧問
2020年 4月 サッポロホールディングス(株)
サステナビリティ・シニアアドバイザー
2021年 3月 岡部(株) 社外取締役 (現在に至る)
2021年 6月 当社 社外取締役 (現在に至る)
2022年10月 (株)シルバーライフ 社外取締役 (監査等委員) (現在に至る)

重要な兼職の状況

法政大学人間環境学部人間環境学科 教授
岡部(株) 社外取締役
(株)シルバーライフ 社外取締役 (監査等委員)

当社との特別の利害関係

長谷川直哉氏と当社との間に、特別の利害関係はありません。

【社外取締役候補者とする理由及び期待される役割の概要】

サステナビリティ経営、CSR、企業倫理及び企業家史等を専門分野としており、高い識見と専門性を有しております。企業人としての経験も有する学識経験者として豊富な経験を有し、当社の企業価値を高めるサステナビリティ経営についても貢献が期待できることから、当社のさらなる成長のため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者
番号

7

こ ぐれ え り こ
小暮 恵理子

(1958年5月22日生)

再 任

社 外

女 性

独 立



略歴、地位及び担当

1981年 4 月 中央宣興(株) (広告代理店) 入社
1990年 4 月 (株)電通プロックス 入社
2012年 4 月 P R O M O T E C 取締役
2017年 6 月 (株)電通テック 執行役員
2017年10月 P R O M O T E C 取締役社長 (兼務)
2022年 3 月 (株)電通テック 執行役員 退任
P R O M O T E C 取締役社長 退任
2022年 6 月 当社 社外取締役 (現在に至る)

所有する当社の株式の数
700株

当社との特別の利害関係

小暮恵理子氏と当社との間に、特別の利害関係はありません。

取締役会への出席状況
(2023年度)
15/15回 (100%)

【社外取締役候補者とする理由及び期待される役割の概要】

(株)電通テックにおいて営業担当役員及びその関係会社 (P R O M O T E C) における取締役社長など会社経営者としての豊富な経験を有しております。また、海外勤務経験、(株)電通テックにおけるジェンダー平等プロジェクトの推進などの経験を有し、多角的に当社の経営全般の監督と助言が期待できることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

取締役在任年数
〔本総会終結時〕
2年

- (注) 1. 遠藤健、長谷川直哉、小暮恵理子の各氏は社外取締役候補者であります。また、当社は各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 遠藤健、長谷川直哉、小暮恵理子の各氏の社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって9年、3年、2年となります。
3. 当社は町田修一、遠藤健、長谷川直哉、小暮恵理子の各氏との間で、それぞれ会社法第427条第1項の規定により、任務を怠ったことによる損害賠償責任に関し、法令が規定する額を限度とする旨の責任限定契約を締結しております。各氏の再任が承認された場合、当社は各氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。
4. 当社は、会社法第430条の3に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、今後2024年7月に当該契約を更新する予定であります。当該保険契約は、会社訴訟、第三者訴訟、株主代表訴訟等により、被保険者が負担することとなった争訟費用及び損害賠償金等を填補の対象としており、その他の内容につきましては、事業報告に記載のとおりであります。各候補者が再任された場合には、候補者各氏は当該契約の被保険者に含められることとなります。

第3号議案

監査役4名選任の件

本総会終結の時をもって監査役全員（4名）の任期が満了となりますので、改めて監査役4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。
その候補者は次のとおりであります。

候補者
番号

1

たち かわ

立川

たい すけ

泰輔

（1964年4月22日生）

新任

社外

男性

独立



所有する当社の株式の数
0株

略歴及び地位

1988年 4月 東京海上火災保険(株) 入社
2003年 7月 東京海上あんしん生命(株)ライフパートナー営業部 課長
2004年10月 合併により社名を東京海上日動あんしん生命保険(株)に変更
2009年 7月 同営業マーケティング部次長 兼 あんしん大阪支社長
2012年 7月 (株)東海あんしんエージェンシー取締役社長
2017年 4月 東京海上日動あんしん生命保険(株) 関西営業支援部長
2018年 4月 同 執行役員 関西営業支援部長
2020年 4月 同 常務執行役員
2024年 4月 東京海上日動火災保険(株)非常勤顧問（現在に至る）

重要な兼職の状況

東京海上日動火災保険(株) 非常勤顧問

当社との特別の利害関係

立川泰輔氏と当社との間に、特別の利害関係はありません。

【社外監査役候補者とする理由】

東京海上火災保険（株）入社後、東京海上あんしん生命（株）に出向し、営業マーケティング部次長、関西営業支援部長、同社常務執行役員を歴任し、また、関連会社である（株）東海あんしんエージェンシーでは社長を務めるなど、会社経営に関する豊富な経験を有しております。

これらの経験、識見に基づき、的確な監査を行うことにより、当社グループ経営の一層の適正化に貢献いただくため、新たに監査役として選任をお願いするものであります。

候補者
番号

2

こん どう
近藤

かつ ひこ
勝彦

(1965年6月24日生)

再任

社外

男性

独立



略歴及び地位

1999年4月 弁護士登録（第二東京弁護士会）
渡部喬一法律事務所入所（現在に至る）
2006年6月 当社 社外監査役（現在に至る）

当社との特別の利害関係

近藤勝彦氏と当社との間に、特別の利害関係はありません。

所有する当社の株式の数
0株

取締役会への出席状況
(2023年度)

15/15回（100%）

監査役会への出席状況
(2023年度)

15/15回（100%）

監査役在任年数

〔本総会終結時〕

18年

【社外監査役候補者とする理由】

弁護士として、企業法務をはじめとする豊富な経験を踏まえた法令についての高度な能力・識見に基づき、客観的な立場からの確な監査を行っており、当社グループ経営の一層の適正化に貢献いただくため、引き続き監査役として選任をお願いするものであります。

候補者
番号

3

やま だ み よ こ

山田 美代子

(1961年4月29日生)

再任

社外

女性

独立



所有する当社の株式の数
2,000株

取締役会への出席状況
(2023年度)

15/15回 (100%)

監査役会への出席状況
(2023年度)

15/15回 (100%)

監査役在任年数

〔本総会終結時〕

2年

略歴及び地位

1987年10月 中央青山監査法人 入所
1991年3月 公認会計士登録
1998年4月 山田公認会計士事務所開設 (現在に至る)
2003年10月 (有)シーズズパートナーズ 代表取締役
(現在に至る)
2015年7月 (株)日本エム・ディ・エム 監査役
2018年6月 税理士法人 四季会計 代表社員 (現在に至る)
2021年4月 学校法人 清泉女子大学 監事
2022年6月 当社 社外監査役 (現在に至る)
2023年4月 学校法人 女子学院 監事 (現在に至る)
2024年3月 (株)ハイパー 社外監査役 (現在に至る)

重要な兼職の状況

山田公認会計士事務所 所長
(有)シーズズパートナーズ 代表取締役
税理士法人 四季会計 代表社員
学校法人 女子学院 監事
(株)ハイパー 社外監査役

当社との特別の利害関係

山田美代子氏と当社との間に、特別の利害関係はありません。

【社外監査役候補者とする理由】

公認会計士として培われた専門知識と豊富な経験を有しております。さらに代表取締役や社外監査役の経験もあり、当社の経営上の意思決定や取締役の業務執行の監督など、監査役として職務を適切に遂行できる知識及び経験を有していることから、引き続き監査役として選任をお願いするものであります。

候補者
番号

4

すが た
菅田

たか し
隆志

(1959年4月15日生)

新任

社外

男性

独立



所有する当社の株式の数
0株

略歴及び地位

1982年 4 月 日産自動車(株) 入社
2004年 4 月 同マーケティング本部販売促進部長
2007年 4 月 同日本営業本部人財開発部長
2009年 4 月 群馬日産自動車(株)取締役副社長
2012年 6 月 群馬日産自動車(株)代表取締役社長
GNホールディングス(株)取締役
2020年 4 月 茨城日産自動車(株)取締役副社長
日産プリンス茨城販売(株)取締役副社長
(株)茨日ホールディング副社長

当社との特別の利害関係

菅田隆志氏と当社との間に、特別の利害関係はありません。

【社外監査役候補者とする理由】

日産自動車（株）入社以来、国内営業部門においてマーケティング本部販売促進部長、日本営業本部人財開発部長を歴任し、その後、群馬日産自動車（株）社長、(株)茨日ホールディング副社長など、自動車関連における会社経営者としての豊富な経験を有しております。これらの経験、識見に基づき、的確な監査を行うことにより、当社グループ経営の一層の適正化に貢献いただくため、新たに監査役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 立川泰輔、近藤勝彦、山田美代子及び菅田隆志の各氏は社外監査役の候補者であります。また、当社は各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 社外監査役の候補者4氏は、当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員ではなく、また過去5年間に当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員であったこともありません。
3. 社外監査役の候補者4氏は、当社又は当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていたこともありません。
4. 社外監査役の候補者4氏は、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者もしくは役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。
5. 社外監査役の候補者4氏は、過去2年間に合併、吸収分割、新設分割もしくは事業の譲受けにより当社が権利義務を承継した株式会社において、当該合併の直前に業務執行者であったことはありません。
6. 近藤勝彦、山田美代子の各氏の社外監査役就任期間は、本総会終結の時をもってそれぞれ18年、2年となります。

7. 当社は近藤勝彦、山田美代子の各氏との間で、それぞれ会社法第427条第1項の規定により、任務を怠ったことによる損害賠償責任に関し、法令が規定する額を限度とする旨の責任限定契約を締結しております。各氏の再任が承認された場合、当社は各氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。また、立川泰輔、菅田隆志の各氏が監査役に選任された場合、同様の責任限定契約を締結する予定であります。
8. 当社は、会社法第430条の3に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、今後2024年7月に当該契約を更新する予定であります。当該保険契約は、会社訴訟、第三者訴訟、株主代表訴訟等により、被保険者が負担することとなった争訟費用及び損害賠償金等を填補の対象としており、その他の内容につきましては、事業報告に記載のとおりであります。各候補者が再任または選任された場合には、候補者各氏は当該契約の被保険者に含められることとなります。

(ご参考) 取締役・監査役のスキルマトリックス[株主総会終了後の予定]

第2号議案及び第3号議案が原案のとおり承認可決された場合の取締役及び監査役のスキルマトリックスは以下のとおりとなる予定です。

これまでの業務経験により専門性を発揮できる、もしくは、執行部門に対する必要な助言・監督が期待できる知見を有している項目に●を3つまで記載しております。なお、各氏の有するすべての知見・経験を表すものではありません。

氏 名		企業経営	専門性					
			マーケティング・営業	財務・ファイナンス	I T ・デジタル／DX	人事・労務・人財開発	法務・リスクマネジメント	E S G ・サステナビリティ
取締役	竹林 彰	●	●		●			
	石田 寛之	●					●	●
	米澤 領一	●		●		●		
	町田 修一	●	●				●	
	遠藤 健	●				●		●
	長谷川 直哉	●		●				●
	小暮 恵理子	●	●					●
監査役	立川 泰輔	●	●			●		
	近藤 勝彦						●	●
	山田 美代子	●		●	●			
	菅田 隆志	●	●			●		

<株主提案（第4号議案）>

第4号議案は、1名の株主様からのご提案によるものであります。

なお、株主提案の内容は、形式的な変更を除き、提案株主から提出された株主提案に係る書面の該当箇所（提案の理由は提出された内容）を原文のまま掲載したものであります。

当社取締役会としては、後述のとおり本株主提案に反対いたします。

株主提案である第4号議案「剰余金の処分の件」は、会社提案である第1号議案「剰余金の処分の件」の対案として、両立しない関係にあります。従いまして、双方に賛成された場合には、第1号議案及び第4号議案への議決権の行使はいずれも無効と取り扱いますので、ご留意ください。

第4号議案 剰余金の処分の件

令和6年3月期の期末配当につきましては、期末配当1株につき16円を提案いたします。
配当財産の種類 金銭といたします

配当財産の割り当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき期末配当16円（年間配当25円）といたします。

なお、この場合の期末配当総額は1063百万円となります。

剰余金の配当が効力を生じる日 令和6年6月株主総会翌日といたします。

提案理由

当社は、令和2年、3年の2期にわたり期末配当を純利益、利益剰余金が十分にあるにもかかわらず新型コロナによる混乱はあったが、年間8円配当から4円配当に減額した配当政策の間違ひがあり株式市場の信頼を失っていた。

取締役会が令和6年3月期の年間配当22円を公表しているが株価は年間22円配当の30倍である660円を下回り、会社解散価値と言われるPBR1倍に遠く及ばず、令和6年4月現在も株式市場の信頼を回復していない。

関係会社株式売却益 3,691百万円、1株当たり55.5円、配当性向30%では16.65円があるにもかかわらず配当には特別配当2円しか割り当てておらずショボイ配当政策が継続している。

1回で16円増配とすると株価の高騰と翌年の下落を招くので3年間3回に分けて、特別配当5円を3回配当することを提案します。

まず、ショバイ配当政策の間違いを正し、株式市場に正しく企業価値を評価され、株価はPBR 1 倍（1株当たり純資産1倍）以上に評価を得て、株主全員の資産価値復元を行うPBR 1 倍割れ解消策の第一歩として年間配当25円、期末配当16円とし年間配当25円の30倍の株価750円以上を目指すため本提案を致します。

上記提案以上の配当を取締役会が提案する場合は本提案を取り下げる。

【取締役会の意見】

当社取締役会としては、本株主提案に反対いたします。

当社は、株主の皆様への利益還元を行うことを経営の最重要課題のひとつと認識し、成長性を確保するための内部留保にも考慮しながら、安定的な配当を行うことを基本方針としております。この方針に基づき、「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた取り組みについて」（2023年11月10日公表）に記載のとおり、I R 活動の強化、また株主の皆様への還元の強化など、株価向上の取り組みを進めております。

また中期経営計画（2022年11月11日公表）で公表のとおり持続的な企業価値向上に向けた取り組みとして、重点成長戦略の「電動化リーダー」、「安全・運転支援技術」、「モビリティ事業」を推進することで、2023年度の営業利益は過去最高となりました。同時に、持続的な成長のための300億円規模の投資戦略も着実に進めております。積極的なI R 活動により、個人株主様の保有株式数、保有期間の増加や、海外の機関投資家様との対話の増加に伴い当社の株主構成における海外投資家様の比率が過去最高となるなど当社へのご理解を深めていただいております。

その結果、2023年度（2023年4月～2024年3月）におきましては、前期末と比較し当社の株価は、174%と大幅な上昇率を示しPBRも0.46倍から0.69倍に上昇するなど株式市場におきましても一定の評価を得ているものと認識しております。

本株主提案による議案は、連結子会社の株式譲渡にともなう特別利益に対し30%の還元を理由に当期におきまして特別配当5円を求めるものですが、連結子会社の株式譲渡の目的は、当社グループが持続的な成長を果たすうえで経営資源の配分を最適化させることであり、すなわち中期経営計画における投資戦略をさらに加速させるために関係会社株式売却益を活用することにあります。本議案は、当社の中長期的な成長と株主利益のバランスの観点から、資金の活用策におきまして合致しないと判断いたします。

以上の理由により、当社取締役会といたしましては、本株主提案に反対いたします。

以 上

事業報告 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国の経済環境は、地政学的なリスクの高まりや、国内では物価の高騰、円安の進行等により、依然として不透明な状況が続いております。

当連結会計年度の新車登録台数は、車両供給不足が解消しつつあり、全国では前年比3.2%増、当社グループのマーケットである東京都内は同7.3%増となりました。

当社グループでも電動車（E V ・ e - P O W E R 車）を中心に新車の登録台数が伸長し、6.2%増となっております。

業績に反映している当社グループの新車販売台数は前年比2.8%増となり、電動車中心の販売により販売単価も向上しました。

この結果、当社グループの当連結会計年度の経営成績は、売上高は148,972百万円（前連結会計年度比11,312百万円増、8.2%増）、営業利益は8,709百万円（前連結会計年度比2,309百万円増、36.1%増）、経常利益は8,364百万円（前連結会計年度比2,273百万円増、37.3%増）、連結子会社の株式売却益を特別利益に計上したこともあり、親会社株主に帰属する当期純利益は7,337百万円（前連結会計年度比4,076百万円増、125.0%増）となり、いずれも過去最高益となりました。

売上高

1,489億 72百万円

前期比
8.2%増



営業利益

87億 09百万円

前期比
36.1%増



経常利益

83億 64百万円

前期比
37.3%増



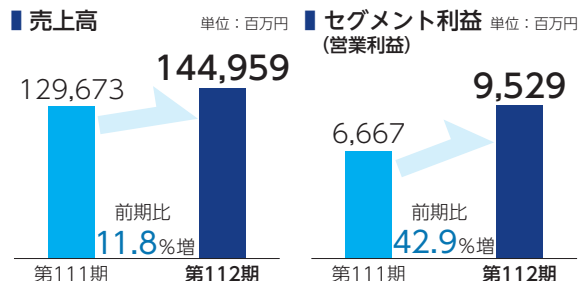
親会社株主に帰属する当期純利益

73億 37百万円

前期比
125.0%増



セグメントごとの経営成績は次のとおりであります。



当社グループは、カーオブザイヤーをはじめ権威ある賞を受賞し、高い評価を得ている商品ラインナップを揃えており、2年連続電気自動車販売台数NO.1のサクラ、e-POWER車のセレナ、ノート、ノートオーラ、エクストレイルを中心に多くの受注をいただいております。このような商品力を背景にEV販売台数累計1.4万台超の「電動化リーダー」としての強みに加え、個人リース(保有台数1万台超)の拡販とともに受注台数と収益の拡大に継続して取り組んでおります。

この結果、売上高は144,959百万円(前連結会計年度比15,285百万円増、11.8%増)、セグメント利益(営業利益)は9,529百万円(前連結会計年度比2,861百万円増、42.9%増)となりました。



サクラ



セレナ



ノート



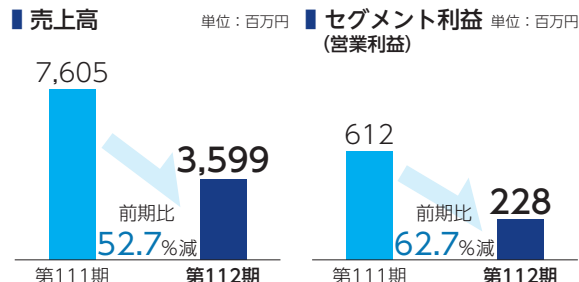
ノートオーラ



エクストレイル

情報システム関連事業

2023年10月2日付で東京日産コンピュータシステム(株)(現TCS(株)、以下、「TCS(株)」という。)の全株式を譲渡したことにより、当第3四半期連結会計期間より同社の業績は含まれておりません。この結果、売上高は3,599百万円(前連結会計年度比4,006百万円減、52.7%減)、セグメント利益(営業利益)は228百万円(前連結会計年度比383百万円減、62.7%減)となっております。



その他

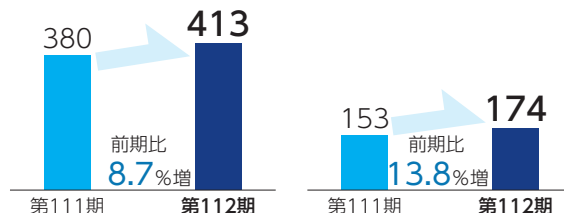
その他の事業である不動産事業につきましては、賃料改定などにより、売上高は413百万円(前連結会計年度比32百万円増、8.7%増)、セグメント利益(営業利益)は174百万円(前連結会計年度比21百万円増、13.8%増)となりました。

■ 売上高

単位：百万円

■ セグメント利益 (営業利益)

単位：百万円



なお、上記のセグメント利益（営業利益）の合計から全社費用（主に報告セグメントに帰属しない当社の管理部門に係るもの）1,223百万円を差し引いたものが連結営業利益となっております。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資等の主なものは、次のとおりであります。

① 当連結会計年度中に完成した主要設備

日産東京販売(株)	忠生公園店	店舗改装
日産東京販売(株)	東伏見店	新築

② 当連結会計年度において継続中の主要設備の新設、拡充 店舗建替えの事前工事を行っております。

③ 当連結会計年度中に実施した重要な固定資産の売却、撤去、減失

日産東京販売(株)	八王子店	新築に伴う一時閉鎖
日産東京販売(株)	足立店	新築に伴う一時閉鎖
日産東京販売(株)	田無店	店舗統合に伴う閉鎖
日産東京販売(株)	関町店	店舗統合に伴う閉鎖

(3) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約券等の取得又は処分の状況

2023年10月2日付で当社の連結子会社であるT C S(株)の全株式をキャノンマーケティングジャパン(株)に譲渡いたしました。

(4) 対処すべき課題

自動車業界は現在、カーボンニュートラル実現に向けた世界的な動きが広がる中、電気自動車（E V）を含む電動車の販売が拡大しており、この傾向は中長期的に継続するものと予測しています。当社は13年以上におよぶE V販売経験によって蓄積したノウハウを持ち、また軽からS U VまでのE Vに加え、e－P O W E R車も含めた豊富な電動車のラインナップを持っています。電動車市場拡大の潮流は、当社グループにとりまして、大きなビジネスチャンスにつながるものと考えております。

そのような中、当社グループにおきましては、新車販売・中古車販売・整備事業・保険事業等、カーライフのワンストップサービスを主とする自動車関連事業を中心に事業を展開しております。当社のお客さまを基盤とする安定したストックビジネスを土台に、当社の強みであるベストプラクティス（好事例）の推進によりグループ内のシナジーを深化させながら、収益の拡大を図ってまいりました。

当社グループではさらなる事業成長を目指し、2023年4月に、2026年度までの4ケ年の中期経営計画をスタートさせました。

加速するCASEの潮流の中で、当社グループの強みを生かした3つの重点成長戦略「電動化リーダー」「安全・運転支援技術」「モビリティ事業」を推進するとともに、これまでにない大規模な投資戦略により、持続的な成長を目指しております。

初年度である2023年度におきましては、お客さまのニーズに合わせた提案型営業によりEVやe-POWER車などの電動車の販売や、サブスクリプション型のオリジナル個人リース「P.O.P」の販売が伸長したことに加え、整備事業においてグループ会社の車検館の事業成長が収益に貢献するなど、当年度の高い業績に寄与いたしました。

投資戦略におきましては、すでに中期経営計画で掲げた計画規模のおよそ5割となる投資を前倒しで決定し、中期経営計画期間中の投資効果の実現を目指しております。本中期経営計画の確実な推進とともに、人的資本の充実の取り組みにも注力し着実に成長いたしております。

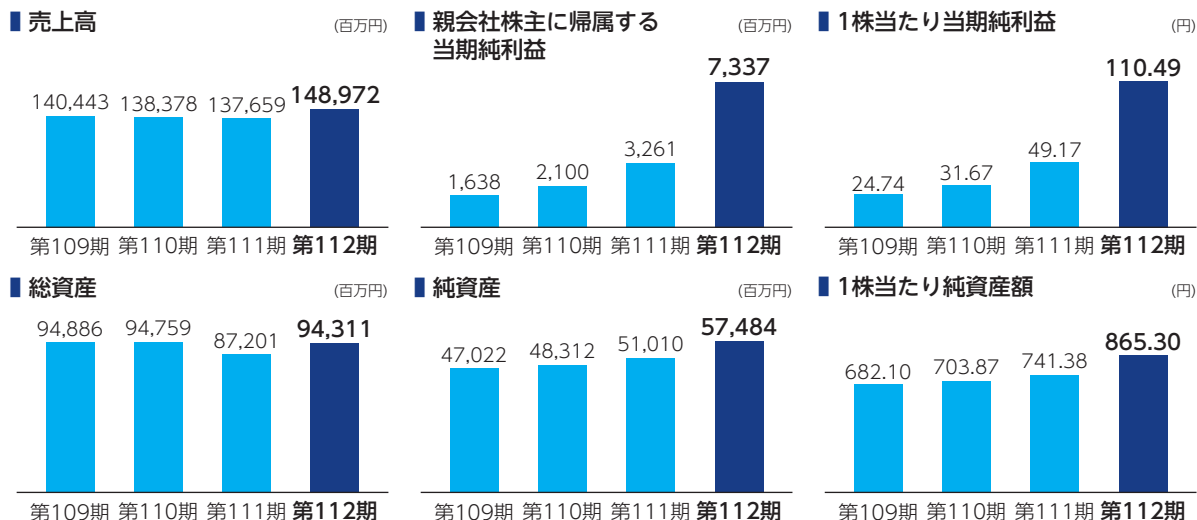
当社グループは、2023年11月に公表した「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応」に則り、中期経営計画の重点成長戦略の遂行、投資の強化、IR活動の積極的展開、株主還元強化の取り組みを進めております。2023年度におきましては、これらの推進により株価およびPBRは上昇基調で推移いたしました。引き続き本取り組みを継続し企業価値の向上を目指してまいります。

中期経営計画（2022年11月11日公表）および「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応」（2023年11月10日公表）の詳細は弊社ホームページをご覧ください。
(<https://www.nissan-tokyo-hd.co.jp/>)

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第 109 期 2020年度	第 110 期 2021年度	第 111 期 2022年度	第 112 期 (当連結会計年度) 2023年度
売 上 高 (百 万 円)	140,443	138,378	137,659	148,972
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	1,638	2,100	3,261	7,337
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)	24.74	31.67	49.17	110.49
総 資 産 額 (百 万 円)	94,886	94,759	87,201	94,311
純 資 産 額 (百 万 円)	47,022	48,312	51,010	57,484
1 株 当 た り 純 資 産 額 (円)	682.10	703.87	741.38	865.30

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日)等を第110期の期首から適用しており、第110期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。



(6) 主要な事業内容 (2024年3月31日現在)

主 要 な 事 業
① グループ全体の統括・運営
② 自動車の販売、整備及びこれらに付随する部品、用品類の販売

(7) 主要な事業所（2024年3月31日現在）

会 社 名	本 社 所 在 地	主な事業所数
日産東京販売ホールディングス(株)	東京都品川区	1
日 産 東 京 販 売 (株)	東京都品川区	新車販売店舗 110 ※うちルノー店舗 5 中古車販売店舗 18
エヌティオートサービス(株)	東京都大田区	11
(株) 車 検 館	東京都八王子市	8

(8) 従業員の状況（2024年3月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

従 業 員 数	前 連 結 会 計 年 度 末 比 増 減
2,646名	226名減

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。
2. 2023年10月2日付で当社の連結子会社であるTCS(株)の全株式を譲渡したことにより、従業員数が減少しております。

② 当社の従業員の状況

従 業 員 数	前連結会計年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
46名	5名増	51.0歳	18.5年

(注) 従業員数は就業人員であります。

(9) 重要な親会社及び子会社の状況（2024年3月31日現在）

① 重要な親会社

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金 (百万円)	出資比率 (%)	主 要 な 事 業 内 容
日産東京販売(株)	95	100.0	自動車の販売、整備

③ 特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

④ 企業結合の状況

2023年10月2日付で当社の連結子会社であるTCS(株)の全株式を譲渡したことにより、同社を当社の子会社から除外しております。これにより、当社の連結子会社は、前記の重要な子会社1社を含め5社であります。

(10) 主要な借入先 (2024年3月31日現在)

借入先	借入額 (百万円)
株式会社三井住友銀行	750
株式会社三菱UFJ銀行	500
三井住友信託銀行株式会社	250

2 会社の株式に関する事項 (2024年3月31日現在)

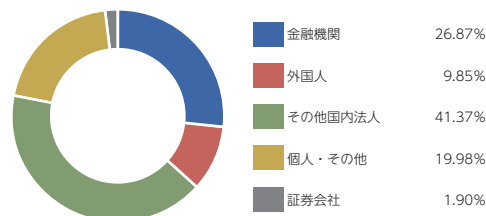
(1) 発行可能株式総数 136,400,000株

(2) 発行済株式の総数 66,635,063株

(3) 株主数 13,031名

(4) 大株主

(ご参考) 株式の所有者別分布状況



株主名	当社への出資状況	
	持株数 (千株)	持株比率 (%)
日産ネットワークホールディングス株式会社	22,656	34.02
損害保険ジャパン株式会社	6,649	9.98
東京海上日動火災保険株式会社	4,640	6.96
三井住友海上火災保険株式会社	2,620	3.93
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	2,166	3.25
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG(FE-AC)	1,793	2.69
株式会社アルファ	1,343	2.01
株式会社太洋商会	1,173	1.76
中央自動車工業株式会社	1,129	1.69
日産東京販売ホールディングス従業員持株会	1,115	1.67

(注) 持株比率は自己株式 (56,097株) を控除して計算しております。

3 会社の新株予約権等に関する事項（2024年3月31日現在）

該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（2024年3月31日現在）

氏 名	地位及び担当	重要な兼職の状況
竹林 彰	代表取締役社長	日産東京販売(株) 取締役会長
石田 寛之	取 締 役	日産東京販売(株) 監査役
米澤 領一	取 締 役	日産東京販売(株) 執行役員
町田 修一	取 締 役	日産自動車(株)日本ネットワーク本部副本部長 兼 日本ネットワーク戦略部長 大阪カーライフグループ(株) 取締役 日産大阪販売(株) 取締役 日産ネットワークホールディングス(株) 取締役 鹿児島日産自動車(株) 取締役 日産福岡販売(株) 取締役
遠藤 健	取 締 役	社会保障審議会 専門委員 全国介護事業者政治連盟 副会長 一般社団法人全国介護付きホーム協会 顧問 S O M P O ケア(株) 代表取締役会長 C E O S O M P O ホールディングス(株)介護・シニア事業オーナー 執行役
長谷川直哉	取 締 役	法政大学人間環境学部人間環境学科 教授 サッポロホールディングス(株) サステナビリティ・シニア アドバイザー 岡部(株) 社外取締役 (株)シルバーライフ 社外取締役（監査等委員）
小暮恵理子	取 締 役	—
植村 哲	常 勤 監 査 役	—
近藤 勝彦	監 査 役	弁護士
遠藤 雅之	監 査 役	—
山田美代子	監 査 役	山田公認会計士事務所 所長 (有)シーズンズパートナーズ 代表取締役 税理士法人 四季会計 代表社員 学校法人 清泉女子大学 監事 学校法人 女子学院 監事 (株)ハイパー 社外監査役

- (注) 1. 取締役遠藤健、同長谷川直哉及び同小暮恵理子の各氏は、社外取締役であります。
2. 監査役植村哲、同近藤勝彦及び同山田美代子の各氏は、社外監査役であります。

3. 監査役山田美代子氏は公認会計士としての資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 取締役遠藤健、同長谷川直哉、同小暮恵理子、監査役植村哲、同近藤勝彦及び同山田美代子の各氏は、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は取締役町田修一、同遠藤健、同長谷川直哉、同小暮恵理子、監査役植村哲、同近藤勝彦、同遠藤雅之、同山田美代子の各氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、任務を怠ったことによる損害賠償責任に関し、法令が規定する額を限度とする旨の責任限定契約を締結しております。

(3) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は、当社及びすべての当社子会社におけるすべての取締役、監査役及び執行役員を被保険者とした、会社法第430条の3に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。

当該契約の内容の概要は、以下のとおりであります。

- ・会社訴訟、第三者訴訟、株主代表訴訟等により、被保険者が負担することとなった争訟費用及び損害賠償金等を填補の対象としております。
- ・被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者による犯罪行為等に起因する損害等については、填補の対象外としております。
- ・当該契約の保険料は全額当社及び当社子会社が負担しております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等の額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)		対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	成果・業績連動報酬	
取締役 (うち社外取締役)	125 (13)	72 (13)	52 (-)	6 (3)
監査役 (うち社外監査役)	19 (17)	19 (17)	-	4 (3)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 成果・業績連動報酬には、株価連動型報酬制度の規程に基づく当事業年度末における将来の支給見込額31百万円が含まれております。

取締役会が取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続きは以下のとおりに定めております。

① 報酬等の決定に関する基本方針

- a. 企業価値向上に貢献できる優秀な経営陣を確保できうる報酬制度とする。
- b. ステークホルダーに対し、説明責任を果たしうる公正性・合理性のある報酬内容とする。
- c. 経営の監督を担う取締役は、十分な経営監督を行うのにふさわしい報酬内容とする。
- d. 業務執行を担う執行役員は、業務執行に対し、強い意欲を持つことができ、成果・貢献度を反映した報酬内容とする。

② 報酬等の決定プロセス

報酬制度については、経営会議に提案し議論した後、指名・報酬委員会の審議を経て、取締役会にて決定しております。

また、個別の報酬額については、報酬制度に基づき能力評価及び目標の達成状況をもとに算定した個別の報酬額の提案を指名・報酬委員会で審議を行い、取締役会は決定方針との整合性も含めて指名・報酬委員会での審議内容を確認のうえ、個別の報酬額の決定を代表取締役社長竹林彰に一任する旨の決議を行い、決定しております。代表取締役社長に一任する権限の内容は、各取締役の基本報酬の額、成果・業績連動報酬（月例報酬）の額及びポイント制の株価連動型報酬の付与ポイントの数であり、これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには代表取締役社長に委任することが最も適切であるためであります。また、当該権限が適切に行使されるよう指名・報酬委員会の審議に沿って決定することとしております。当該手続きを経て各取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が報酬決定方針に沿うものであると判断しております。

③ 報酬制度

報酬は、役位ごとの職責に基づき能力を評価し支給する「基本報酬」（固定報酬）と、売上・利益等の目標に対する達成度合いに応じて支給する「成果・業績連動報酬」（変動報酬）にて決定しております。

また、取締役（執行役員兼務者含む）及び監査役の報酬総額は、それぞれ株主総会において決議された範囲内で決定しております。

なお、役員退職慰労金制度につきましては、2004年6月をもって廃止しております。

a. 取締役の報酬制度

業務執行を行わない経営監督を担う取締役は、「基本報酬」のみの支給としております。経営監督機能を十分に果たせる内容とするため、固定額とし、月次報酬として支給しております。

b. 執行役員の報酬制度

執行役員の報酬は、業務執行に対し、意欲的に業務執行ができ、高い成果や貢献度に

繋げられる報酬内容とするため、「基本報酬」及び「成果・業績連動報酬」で構成しております。

「基本報酬」と「成果・業績連動報酬」の支給比率については、会社業績目標・個人業績目標の目標達成度合いや株価により変動しますが、事業計画の業績数値等の必達目標水準の場合には、社長については概ね7：3程度、それ以外の役員については、概ね8：2程度となっております。

また、「成果・業績連動報酬」については、基本報酬とともに月次で金銭で支給する報酬と、退任時の株価に連動し退任時に支給するポイント制の株価連動型報酬で構成されます。月次で金銭で支給する報酬は、前年度の会社業績目標及び個人別業績目標の達成の度合いに応じて決定します。会社業績目標は、会社業績との連動を図るべく事業計画の業績数値を必達目標とし、個人別業績目標は役員の職責に応じて個人別に目標を設定します。社長の場合、必達目標達成時には基本報酬額の22.5%、努力目標達成時には基本報酬額の45%、その他の役員の場合には、必達目標達成時には基本報酬額の15%、努力目標達成時には基本報酬額の30%とし、その目標の達成率に応じた金額となります。また、努力目標を大きく上回ったときや目標以外に会社業績に多大な貢献があったときには別途上乘せいたします。

ポイント制の株価連動型報酬は、中長期的な企業価値向上及び株式価値との連動を図るべく前年度の会社業績目標及び職責に応じた個人別業績目標達成度合いに応じて年間で一定ポイントを付与したうえで、退任（一定の重大な事由により解任された場合を除きます。）する執行役員が保有する累積付与ポイント数に退任日の直近6ヶ月間の当社株価終値平均を乗じた額を現金で支給することとなっております。

「成果・業績連動報酬」に係る会社業績目標は、事業計画の業績数値を必達目標としております。当事業年度における「成果・業績連動報酬」の額または数の算定の基礎として選定した会社業績目標は、2024年3月期連結売上高150,000百万円、同連結営業利益7,800百万円、同連結当期純利益7,000百万円であり、その達成状況は「連結損益計算書」に記載のとおりです。

c. 監査役の報酬制度

監査役は、「基本報酬」のみの支給としております。監査機能を十分に果たせる内容とするため、常勤・非常勤を勘案した固定額とし、月次報酬として支給しております。

④ 役員の報酬等に関する株主総会決議

1990年6月26日開催の第78回定時株主総会において、取締役の報酬限度額は月額26百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）、監査役の報酬限度額は、月額3百万円以内と決議しております。なお、報酬総額の限度額のみを定めておりますので、対象となる役員の員数は定めておらず、全役員が対象となります。

また、2020年6月23日開催の第108回定時株主総会において、退任時の株価に連動するポイント制の株価連動型報酬の年間付与ポイント総数の上限は4万ポイント（1ポイント＝1株相当）と決議しております。なお、このポイント総数の対象となる株価連動型報酬は業務執行取締役に適用されるものですので、当該定時株主総会終結時点で対象となる

業務執行取締役の員数は4名であります。

(5) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該法人等との関係(2024年3月31日現在)
取締役遠藤健氏は、S O M P O ケア(株)の代表取締役会長C E O、S O M P O ホールディングス(株)の介護・シニア事業 オナー執行役、社会保障審議会の専門委員、全国介護事業者政治連盟の副会長及び一般社団法人全国介護付きホーム協会の顧問を兼務しております。

取締役長谷川直哉氏は、法政大学人間環境学部人間環境学科の教授、サッポロホールディングス(株)のサステナビリティ・シニアアドバイザー、岡部(株)の社外取締役及び(株)シルバーライフの社外取締役を兼務しております。

監査役山田美代子氏は山田公認会計士事務所の所長、(有)シーズンズパートナーズの代表取締役、税理士法人 四季会計の代表社員及び学校法人 清泉女子大学 監事、学校法人 女子学院 監事、(株)ハイパー 社外監査役を兼務しております。

なお、当社と社外役員の兼務先各社との間にはいずれも特別な関係はありません。

- ② 主要取引先等特定関係事業者との関係
該当事項はありません。
- ③ 当事業年度における主な活動状況及び果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

取締役遠藤健氏は、企業経営者としての豊富な経験と幅広い識見並びに自動車販売業界への造詣をもとに、当社の経営全般の監督と助言・提言を期待されており、当事業年度に開催された取締役会15回中14回に出席し適宜必要な発言を行い、当社のコーポレートガバナンスの強化、業績向上に貢献しております。また、同氏は、指名・報酬委員会のメンバーとして、役員の指名や報酬等の決定に関する手続の公正性・透明性・客観性の向上に貢献するとともに、サステナビリティ委員会のメンバーとして当社のサステナビリティ経営の推進に貢献しております。

取締役長谷川直哉氏は、企業人としての経験も有する学識経験者としてサステナビリティ経営等における高い識見と豊富な経験をもとに、当社の持続的に企業価値を高める戦略をはじめとした当社の経営全般の監督と助言・提言を期待されており、当事業年度に開催された取締役会15回すべてに出席し適宜必要な発言を行い、当社の持続的な成長に向けた企業価値向上、およびコーポレートガバナンスの強化に貢献しております。また、同氏は、サステナビリティ委員会の委員長として当社のサステナビリティ経営の推進に貢献す

るとともに、指名・報酬委員会のメンバーとして、役員の指名や報酬等の決定に関する手続の公正性・透明性・客観性の向上に貢献しております。

取締役小暮恵理子氏は、会社経営者としての豊富な経験と、海外勤務経験、ジェンダー平等プロジェクトの推進などの経験をもとに、多角的に当社の経営全般の監督と助言・提言を期待されており、当事業年度に開催された取締役会15回すべてに出席し適宜必要な発言を行い、当社のコーポレートガバナンスの強化、企業価値向上に貢献しております。また、同氏は、指名・報酬委員会のメンバーとして、役員の指名や報酬等の決定に関する手続の公正性・透明性・客観性の向上に貢献するとともに、サステナビリティ委員会のメンバーとして当社のサステナビリティ経営の推進に貢献しております。

監査役植村哲氏は、企業経営者としての豊富な経験と幅広い識見に基づく的確な監査を行うことが期待されており、当事業年度に開催された取締役会15回すべてに出席し、また、当事業年度に開催された監査役会15回すべてに出席し適宜必要な発言を行って、的確な監査を行い当社グループ経営の一層の適正化に貢献しております。

監査役近藤勝彦氏は、弁護士として企業法務をはじめ豊富な経験を踏まえた法令についての高度な能力・識見に基づく客観的な立場からの的確な監査を行うことが期待されており、当事業年度に開催された取締役会15回すべてに出席し、また、当事業年度に開催された監査役会15回すべてに出席し適宜必要な発言を行って、的確な監査を行い当社グループ経営の一層の適正化に貢献しております。また、同氏は、サステナビリティ委員会のメンバーとしてサステナビリティ経営の適正化に貢献しております。

監査役山田美代子氏は、公認会計士としての豊富な経験に基づく財務及び会計に関する相当程度の知見と、企業経営者や社外監査役の経験に基づき、的確な監査を行うことが期待されており、当事業年度に開催された取締役会15回すべてに出席し、また、当事業年度に開催された監査役会15回すべてに出席し適宜必要な発言を行って、的確な監査を行い当社グループ経営の一層の適正化に貢献しております。

5 会計監査人の状況（2024年3月31日現在）

(1) 名称 アーク有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	43百万円
当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	64百万円

- (注) 1. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、当該会計監査人から提出された新事業年度の「監査計画」の内容について吟味・検討し、「監査日数」と「報酬単価」を精査するとともに、従前の事業年度の職務実行状況や同業種同規模他社の報酬水準も合わせ検討した結果、提案の報酬額は妥当であると判断したためであります。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 当社の子会社である日産東京販売(株)および当社の子会社であったＴＣＳ(株)は、当社と同じくアーク有限責任監査法人が会計監査人となっております。
4. 上記の報酬等の額には、第３四半期連結会計期間に連結の範囲から除外したＴＣＳ(株)が支払うべき金額を含んでおります。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の解任または不再任の決定の方針について、以下のとおり規定いたします。

- ① 会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると判断される場合
- ② 会計監査人の監査品質、品質管理、独立性、総合的能力等の観点から、当社の監査を適切に遂行することが困難と認められる場合

上記に該当する場合、当監査役会は会計監査人を解任または不再任とすることとし、必要な手続きをとることといたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

6 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制について、2011年4月28日開催の取締役会で以下の内部統制システムに関する基本方針を決定し、その後数度の改定を経て、2023年12月21日開催の取締役会において、一部改定いたしました。

その内容は以下のとおりであります。

内部統制システムに関する基本方針

1. 当社の取締役等及び使用人並びに子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 「グループ企業倫理規程」を定め、そこに示す行動規範、行動基準の実践を通して、グループ全体のコンプライアンス体制を構築する。
- (2) 内部監査部門として執行部門から独立した「内部監査室」を設置し、当社及び子会社の各部・各拠点に対する定期監査及び臨時監査を実施する。当該監査結果はすべて、代表取締役を含む常勤の取締役及び監査役等をメンバーとする内部監査報告会（原則毎月開催）に報告するとともに定期的に取締役会に報告する。
- (3) 内部統制システムの構築において重要視されるコンプライアンスの推進に当たって、その中核をなす機関として「コンプライアンス・賞罰委員会」を設置する。コンプライアンス・賞罰委員会は、当社グループにおけるコンプライアンス事案の分析及び賞罰案・再発防止策等の検討を行うとともに、当社グループ社員が遵守すべきコンプライアンスの根幹となるグループ企業倫理規程に則り、グループ全体への啓蒙教育、水平・垂直展開を推進することでコンプライアンスの浸透、定着を図る。
- (4) グループ社員からの内部通報・提案窓口として、当社内に「N T H イー ジー ボイス」を、外部の第三者機関に「N T H コンプライアンスホットライン」を、それぞれ設置する。
- (5) 反社会的勢力の排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況
当社グループは、「グループ企業倫理規程」において、行動規範、行動基準を示し、反社会的勢力に対しての利益供与はせず、不当な要求を受けた場合、毅然として対応し、一切関係を持たない。また、反社会的勢力との関係を遮断するため、当社の主管部署では外部専門機関と連携し、反社会的勢力に関する情報の収集に努める。
- (6) 「開示委員会」を設置し、適宜開催し審議を行うことにより当社及び子会社の会社情報

を適時・適切に開示する体制を確立する。

2. 当社の取締役等の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社の取締役等の職務執行に係る情報については、その保存媒体に応じて、適切に保存・管理することとし、必要に応じて閲覧が可能な状態を維持する。

3. 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスクの種別ごとに所管部署を定め、適切なリスク管理を行い、経営に重大な影響を与える可能性があるリスクについては取締役会に報告し、必要な事項を決議する。不測の事態が発生した場合には、「グループ危機管理規程」に基づき、当社及び子会社にそれぞれ代表取締役を本部長とする対策本部を設置し、必要に応じて外部アドバイザーチームを組織し、損害の拡大を最小限に止める体制を整える。

4. 当社の取締役等及び子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 執行役員制度を設け、取締役の監督のもと、委嘱された業務の執行にあたらせ、迅速な意思決定および権限・責任の明確化を図る。
- (2) 当社及び子会社は、取締役会を月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとする。当社グループの経営方針及び経営戦略に係る重要事項については事前に当社の執行役員等による経営会議によって審議し、その審議を経て取締役会において決議を行うものとする。
- (3) 当社及び子会社の取締役会の決議に基づく業務執行については、各社の「業務分掌規程」及び「グループ稟議規程」において、責任、執行手続きを明確にし、その実行を確実なものとする。
- (4) 当社グループは、「グループ稟議規程」を定め、業務執行に係る決裁権限及び子会社から当社への承認・報告事項並びにその手続きを明確にし、その実行を確実なものとする。
- (5) 当社グループは、事業年度ごとの事業計画を定め、各社の達成すべき目標を明確にするとともに、取締役等は目標達成に向け責任をもって職務を執行する。

5. 子会社の取締役等の職務の執行に関する事項の当社への報告に関する体制

- (1) 当社グループは、原則毎月、当社の常勤の取締役及び監査役等と子会社代表者による代表者会議を行い、各子会社における業務執行状況等の報告を行う。
- (2) 当社グループの「グループ稟議規程」に定められた事項について、子会社から当社への

承認申請・報告を行う。

6. 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社の監査役の情報収集、資料整備等を補助するため、監査役室を設置し、監査役補助者を任命することにより、監査業務の効率化を図る。

7. 当社の監査役の職務を補助する使用人の取締役等からの独立性に関する事項

(1) 監査役補助者の評価は監査役が行い、監査役補助者の任命、解任、人事異動、賃金等の改定については、監査役の同意を得たうえで決定することとし、取締役等からの独立を確保する。

(2) 監査役補助者は業務の執行に係る役職を兼務しない。

8. 当社の監査役の監査役補助者に対する指示の実効性の確保に関する体制

監査役補助者の監査役の職務の補助にあたっては、取締役等または組織の上長等の指揮命令は受けないこととする。

9. 当社の取締役等及び使用人が当社の監査役に報告するための体制、並びに子会社の取締役等、監査役及び使用人（またはこれらの者から報告を受けた者）が当社の監査役に報告するための体制その他当社の監査役への報告に関する体制

(1) 当社の取締役等及び使用人は、当社グループの業務または業績に影響を与える重要な事項について、当社の監査役に適宜報告する。

(2) 子会社の取締役等及び使用人は、当社グループの業務または業績に影響を与える重要な事項について、当該子会社の監査役に適宜報告する。この報告を受けた当該子会社の監査役は、当社の監査役にこれを適宜報告する。

(3) 当社の監査役はいつでも必要に応じて、当社の取締役等及び使用人並びに子会社の取締役等及び使用人に対して報告を求めることができることとする。

10. 当社の監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

当社の取締役等及び使用人並びに子会社の取締役等及び使用人が、自らまたは当社の監査役からの求めに応じて当社の監査役に当社グループの業務または業績に影響を与える重要な事項について報告を行ったことによる不利益な取り扱いは禁止する。ただし、故意または重大過失によって事実と反する報告を行った場合はこの限りではない。

11. 当社の監査役の監査費用に係る体制

当社の監査役が当社に対して監査の実施に係る費用を請求するときは、当該請求に係る費用が監査役の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、これを拒むことができない。

12. その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 代表取締役と定期的な意見交換を実施し、また内部監査部門との連携を図り、効果的な監査業務の遂行を図る。
- (2) 当社の監査役と子会社の監査役の定期的な意見交換を実施し、当社グループの監査業務の実効性を確保する。
- (3) 監査役からの要請がある場合は、関連各部署は必要な協力を行う。

13. 財務報告の信頼性を確保するための体制

金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制に関する体制を構築するために、「経理規程」等の社内規程を整備するとともに、「財務報告に係る内部統制の整備及び運用に係る基本方針」を策定し、この方針に基づき内部統制の構築、評価及び報告に関し適切な運営を図ることとする。

14. IT全般統制

当社は、グループ全体の組織として、「情報セキュリティ委員会」を設置し、「IT全般統制ガイドライン」及びIT関連規程を遵守するための具体的方策の検討、実施計画、モニタリング及び評価等を行う。

※取締役等とは、取締役及び執行役員をいう。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社では、「内部統制システムに関する基本方針」に基づき、当社グループの業務の適正を確保するための体制の整備とその適切な運用に努めております。当連結会計年度における運用状況の概要は以下のとおりであります。

- ① 当社の取締役会は、15回開催し、取締役及び執行役員の職務遂行の適法性・妥当性を監督いたしました。取締役会には、取締役を兼務しない執行役員も出席し、取締役からの求めに応じて詳細な情報提供を行えるようにいたしました。また、その他の主な会議としては、指名・報酬委員会を3回、サステナビリティ委員会を3回、経営会議を48回、NTHグループ代表者会議を12回、コンプライアンス・賞罰委員会を12回、開示

委員会を6回、内部監査報告会を12回、とそれぞれ適切な頻度で開催いたしました。

- ② コンプライアンス・賞罰委員会において、年度の重点取り組み事項を定め、啓蒙活動を行うとともに、発生したコンプライアンス事案の再発防止策の有効性をチェックし継続的にフォローするなどコンプライアンスの推進を実施してまいりました。
- ③ 当社は、子会社の事業計画については当社の取締役会で承認するなど、子会社の事案に関しても、その重要性に応じて、「グループ稟議規程」等に基づき、当社内において、取締役会への付議、稟議決裁、社内報告等を行ってまいりました。
- ④ 内部通報窓口として、当社内に「NTHイージーボイス」を、外部の第三者機関に「NTHコンプライアンスホットライン」を設置しており、一定数の通報を受けました。受理した通報については、速やかに調査を行い、是正が必要な事案が発見されたときは、改善等を実施いたしました。なお、内部通報者の保護に関する啓蒙を行っており、相談、要望も含めた通報件数は前年と同レベルながら、実名での通報件数が匿名での通報件数を上回りました。
- ⑤ 自動車販売の際にお客さまから反社会的勢力との関係がない旨の表明・確約書をいただく取り組み、各店舗での暴力団排除宣言ステッカーの掲示、社内研修会の実施、情宣のためのワンポイント・ニュースの発信等を実施して、反社会的勢力との関係遮断の徹底を図ってまいりました。
- ⑥ 事業継続計画に基づき、有事の際に迅速かつ的確に行動・意思決定ができるようにするため、初動の対応を重視した本部訓練を実施いたしました。
- ⑦ 当社は、監査役が当社代表取締役社長、社外取締役、内部監査室、会計監査人との間で意見・情報交換会を実施する機会を確保いたしました。また、当社は、常勤監査役が取締役、執行役員、使用人の職務の遂行状況を監査できるように、主要な稟議書を常勤監査役に回付するとともに、NTHグループ代表者会議、コンプライアンス・賞罰委員会、開示委員会、内部監査報告会等の重要会議に出席する機会を確保し必要な場合は意見を述べられるようにしてまいりました。
- ⑧ 内部監査室は、内部監査計画に基づき、当社及び当社グループ会社各社の業務及び内部統制の監査を実施いたしました。特に、グループの中核を担う自動車販売会社については、新車・中古車の全店舗の業務監査を実施いたしました。

連結計算書類

連結貸借対照表（2024年3月31日現在）

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部		負債の部	
流動資産	41,032	流動負債	30,234
現金及び預金	21,343	買掛金	12,014
受取手形及び売掛金	3,217	1年内返済予定の長期借入金	1,200
商品	14,513	リース債務	301
仕掛品	403	未払法人税等	3,499
貯蔵品	38	契約負債	5,702
その他	1,525	賞与引当金	1,392
貸倒引当金	△8	その他	6,123
固定資産	53,279	固定負債	6,593
有形固定資産	42,916	長期借入金	300
建物及び構築物（純額）	7,533	リース債務	3,782
機械装置及び運搬具（純額）	4,674	繰延税金負債	885
土地	24,915	役員退職慰労引当金	141
リース資産（純額）	3,812	退職給付に係る負債	902
建設仮勘定	1,656	資産除去債務	368
その他（純額）	324	長期預り金	131
無形固定資産	940	その他	81
のれん	632	負債合計	36,827
その他	308	純資産の部	
投資その他の資産	9,422	株主資本	51,400
投資有価証券	7,156	資本金	13,752
繰延税金資産	475	資本剰余金	248
退職給付に係る資産	12	利益剰余金	37,455
その他	1,875	自己株式	△54
関係会社投資等損失引当金	△44	その他の包括利益累計額	6,083
貸倒引当金	△53	その他有価証券評価差額金	4,218
		退職給付に係る調整累計額	1,865
資産合計	94,311	純資産合計	57,484
		負債純資産合計	94,311

連結損益計算書 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		148,972
売上原価		112,045
売上総利益		36,926
販売費及び一般管理費		28,217
営業利益		8,709
営業外収益		
受取利息	0	
受取配当金	132	
受取手数料	194	
雑収入	81	409
営業外費用		
支払利息	94	
支払手数料	430	
設備賃借費用	77	
関係会社投資等損失引当金繰入額	44	
雑損失	108	753
経常利益		8,364
特別利益		
関係会社株式売却益	3,691	
退職給付制度改定益	496	4,187
特別損失		
固定資産除売却損	186	
減損損失	433	620
税金等調整前当期純利益		11,932
法人税、住民税及び事業税	4,332	
法人税等調整額	229	4,561
当期純利益		7,370
非支配株主に帰属する当期純利益		32
親会社株主に帰属する当期純利益		7,337

連結株主資本等変動計算書（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	13,752	248	31,382	△74	45,307
当期変動額					
剰余金の配当			△1,265		△1,265
親会社株主に帰属する 当期純利益			7,337		7,337
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分				19	19
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動		0			0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	0	6,072	19	6,093
当期末残高	13,752	248	37,455	△54	51,400

	その他の包括利益累計額			非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
当期首残高	1,774	2,116	3,891	1,811	51,010
当期変動額					
剰余金の配当					△1,265
親会社株主に帰属する 当期純利益					7,337
自己株式の取得					△0
自己株式の処分					19
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動					0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	2,443	△251	2,192	△1,811	381
当期変動額合計	2,443	△251	2,192	△1,811	6,474
当期末残高	4,218	1,865	6,083	－	57,484

計算書類

貸借対照表（2024年3月31日現在）

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部		負債の部	
流動資産	21,738	流動負債	31,050
現金及び預金	21,114	1年内返済予定の長期借入金	1,200
前払費用	157	リース債務	256
短期貸付金	89	未払金	106
その他	376	未払費用	708
固定資産	50,517	未払法人税等	1,708
有形固定資産	37,607	預り金	26,968
建物及び構築物	6,528	賞与引当金	11
機械及び装置	29	その他	90
工具、器具及び備品	89	固定負債	5,970
土地	26,086	長期借入金	300
リース資産	3,231	リース債務	3,240
建設仮勘定	1,641	繰延税金負債	1,876
無形固定資産	295	役員退職慰労引当金	54
ソフトウェア	295	資産除去債務	338
投資その他の資産	12,614	長期預り金	131
投資有価証券	7,059	その他	28
関係会社株式	4,035	負債合計	37,021
長期前払費用	92	純資産の部	
敷金	762	株主資本	31,016
差入保証金	707	資本金	13,752
その他	1	資本剰余金	241
関係会社投資等損失引当金	△44	資本準備金	241
資産合計	72,256	利益剰余金	17,078
		利益準備金	646
		その他利益剰余金	16,431
		圧縮記帳積立金	207
		繰越利益剰余金	16,224
		自己株式	△54
		評価・換算差額等	4,218
		その他有価証券評価差額金	4,218
		純資産合計	35,235
		負債純資産合計	72,256

損益計算書（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		7,018
売上原価		4,980
売上総利益		2,037
販売費及び一般管理費		1,337
営業利益		700
営業外収益		
受取利息	0	
受取配当金	132	
雑収入	9	142
営業外費用		
支払利息	82	
関係会社投資等損失引当金繰入額	44	
設備賃借費用	77	
雑損失	21	224
経常利益		618
特別利益		
関係会社株式売却益	5,443	5,443
特別損失		
固定資産除売却損	30	
減損損失	239	
関係会社株式評価損	129	399
税引前当期純利益		5,662
法人税、住民税及び事業税	1,642	
法人税等調整額	△58	1,584
当期純利益		4,078

株主資本等変動計算書（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

(単位：百万円)

	株主資本						
	資本剰余金			利益剰余金			
	資本金	資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計
					圧縮記帳 積立金	繰越利益 剰余金	
当期首残高	13,752	241	241	519	207	13,537	14,265
当期変動額							
剰余金の配当				126		△1,391	△1,265
当期純利益						4,078	4,078
自己株式の取得							
自己株式の処分							
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							
当期変動額合計	－	－	－	126	－	2,686	2,813
当期末残高	13,752	241	241	646	207	16,224	17,078

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△74	28,183	1,746	1,746	29,930
当期変動額					
剰余金の配当		△1,265			△1,265
当期純利益		4,078			4,078
自己株式の取得	△0	△0			△0
自己株式の処分	19	19			19
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			2,471	2,471	2,471
当期変動額合計	19	2,832	2,471	2,471	5,304
当期末残高	△54	31,016	4,218	4,218	35,235

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月17日

日産東京販売ホールディングス株式会社
取締役会 御中

アーク有限責任監査法人

東京オフィス

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 米 倉 礼 二
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 村 瀬 征 雄

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日産東京販売ホールディングス株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日産東京販売ホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月17日

日産東京販売ホールディングス株式会社
取締役会 御中

アー ク 有 限 責 任 監 査 法 人

東京オフィス

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 米 倉 礼 二
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 村 瀬 征 雄

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日産東京販売ホールディングス株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第112期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第112期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査方針、監査計画、職務分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査方針、監査計画、職務分担等に従い、取締役、内部監査部門、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び会計監査人アーク有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人アーク有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人アーク有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月22日

日産東京販売ホールディングス株式会社 監査役会

常勤監査役 植 村 哲 ㊟

監 査 役 近 藤 勝 彦 ㊟

監 査 役 遠 藤 雅 之 ㊟

監 査 役 山 田 美 代 子 ㊟

(注) 監査役植村哲、近藤勝彦及び山田美代子は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

第112回定時株主総会会場ご案内図

開催日時

2024年6月26日（水曜日）午前10時

※受付は午前9時15分より開始

開催会場

東京都品川区荏原四丁目5番28号
スクエア荏原「ひらつかホール」



■ 交通のご案内

電車／ 東急目黒線 武蔵小山駅 徒歩10分

東急池上線 戸越銀座駅・荏原中延駅 徒歩10分

都営浅草線 戸越駅（A3出口） 徒歩12分

バス／ 五反田駅西口8番のりば 東急バス 反11系統「世田谷区民会館」ゆき
「平塚橋」下車徒歩5分

（当会場には専用駐車場がございませんので、お車でのご来場はご遠慮願います。）

スマートフォンやタブレット端末から右記の
QRコードを読み取るとGoogleマップに
アクセスいただけます。

